

随意契約の理由書

大阪府立障がい者交流促進センターの中央監視システム装置については、富士通Japan株式会社が製造し、2002年にシステムの一括更新、2014年にセンター装置の更新を行っているものの、端末側RS装置については、2002年導入以来、納入後20年以上が経過し保守部品の供給も2012年で終了している。RS装置の導入時の耐用年数は10年であり、現在は経年劣化及び部品が減少していく状況で、障害が発生した場合、部品調達が困難なため、復旧までに最大6か月を要する可能性も指摘されており、障害が発生すると火災が発生しても気づかない、そして空調停止が働かず、延焼及び人的被害に発展するなど、人的及び財産の損失へとつながる可能性もあることから、令和5年度において、中央監視システムRS装置を更新する工事を実施するための予算が措置された。

中央監視システムRS装置は、中央監視装置のセンター装置の通信端末であり、センター装置からの指令(入切操作等)を個別配線による接点信号などで各設備に出力し、また各設備からの入力信号(発停、状態・故障・計測・積算)を中央監視装置へ出力する装置であることから、当工事の実施にあたっては、センター装置を製造した当該業者の富士通Japan以外の他の業者では知り得ない設計・製作基準や設計・製作図に基づかなければ、契約内容を履行することは、困難である。

これらを考慮した結果、同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり、価格も適正と思われるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 省略
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)～(8) 省略

○大阪府財務規則とその運用

<運用>第62条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

- (1) 特定の者でなければ履行できないもの
- (2)～(13) 省略